

相談室だより 10月号

(No. 76号)

平成15年10月1日発行

熊取療育園
地域療育等支援相談室
大阪府泉南郡熊取町朝代東4丁目22-12
TEL: 0724-53-5917
FAX: 0724-52-9151

e-mail: kumatori-r@gamma.ocn.ne.jp

でもらいます。それらを市役所や町村役

Q & A 特集

さいきんそうだんしつ よ そろだん しつもん し
最近相談室に寄せられた相談、質問に紙
めん こた
面でお答えします。

Q1. ショートステイは泊まれるの？

A. ショートステイは、日帰りだけでなく、
しゆくはく
宿泊もできます。また、にっすう けいさんほうほう
日数の計算方法
は、1泊2日の利用なら入退所の時間が
ばくふつか りよう にゆうたいしよ じかん
1泊2日の利用なら入退所の時間が
なんじ
何時であろうと「2日」となります。一方
ひがえ ばあい じかんみまん にち
、日帰りの場合は4時間未満なら「0.25日」、
じかんいじょう じかんみまん にち
4時間以上8時間未満なら「0.5日」、
じかんいじょう にち
8時間以上は「0.75日」となります。

Q2. 学校の先生が、子どもの障害や対応 について悩んでいるみたい…。

A. 相談室にご連絡いただければ、よりよ
たいおう いっしょ かんが じよげん
い対応について一緒に考えたり、助言
ただける他の機関を紹介させていただきます。
ほか きかん しょうかい
ご連絡は、保護者の方からでも、
れんらく ほごしや かた
学校の先生からでも結構です。
がっこう せんせい けっこう
学校の先生からでも結構です。

Q3. 障害基礎年金は、どうすればもら えるの？

A. 20歳を過ぎた人が対象です。市役所
さい す ひと たいしやう しやくしよ
や町村役場で申立書と診断書もらい
ちやうそんやくば もうしたてしよ しんだんしよ
ましよう。申立書は自分で書くか、もし
もうしたてしよ じぶん か
くは自分をよく知っている人に書いても
じぶん し ひと か
らいます。診断書は精神科の医師に書い
しんだんしよ せいしんか いし か
診断書は精神科の医師に書い

ば だ せ ば ごと ねんきん
場に出せば、後日、年金をもらえるかど
うかの連絡がきます。

Q4. サービスをどのように選んで利用 すればよいかわからない。

A. 相談室では「ケア計画」の作成をして
そだんしつ け あけいかく さくせい
います。どんなサービスをいつどのよう
きーびす
に使えばよいか、いっしょ かんが
一緒に考えます。いつ
でもご相談ください。

考え方ひとつ

7月号の「サービスの利用は親の責任
がっこう きーびす りよう おや せきにん
放棄ではなく、むしろ必要なこと」という
ほうき ひつよう
記事に対し、「救われる思いでした」との感
きじ たい すく おも かん
想が複数寄せられました。それだけ、偏見の
そう ふくすうよ
中で苦悩する人や、がんばりすぎる人がい
なか くのう ひと
ることを改めて知りました。
あらた し
サービス利用は本人のためであるという
きーびす りよう ほんにん
視点がずれない限り、利用の仕方や結果に
してん かぎ りよう しかた けっか
間違いは出てこないと思います。本人の自
まちが で おも ほんにん し
立ということに目を向けて、ぜひ、有効に
りつ
利用してください。



してあたりまえのことでも、だれかにしてほしいときには、
るう ねが ねが だれ
労をねがらいつつお願いする。できて当然のことでも、や
りとげたその人を認め、評価する。
ひと ひと ひと
それをするかしないかで、物事の進み具合が2倍も3倍
もちが
も違ってくることがあるもんですね。 (見学)